

「山岳温泉トレイル動画」制作業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「山岳温泉トレイル動画」制作業務委託

2 委託期間

契約締結の日から平成29年2月17日（金）まで

3 委託業務の目的

山形県置賜地域の魅力を国内外に広くPRするための多言語による山岳温泉トレイル動画を制作し、ホームページ上で公開するほか、国内外の観光プロモーション活動等に活用し、国内・海外からの観光誘客促進を図ることを目的とする。

4 委託業務の内容

動画の企画及び制作に関する全ての業務一式（シナリオ作成、レイアウト、撮影・素材収集等）

5 規格等

企画提案競争での企画提案書を基本とするが、山形おきたま観光協議会事務局（以下「協議会」という。）との打合せのうえで、企画書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。

（1）基本的事項

〔撮影方針〕

日本百名山の一つ「西吾妻山」を始めとする吾妻連峰は、山形県の代表河川「最上川」の源流であり、かつ飯豊山と並ぶ置賜を代表する山塊である。また、米沢八湯はこの吾妻連峰に抱かれるようにして位置しており、吾妻連峰の自然の恵みを共通の縁としてそれぞれの魅力を活かした温泉地となっている。

本業務は、こうした吾妻連峰と八つの温泉を中心として、山岳トレイルと温泉地への滞在をドキュメンタリー映像として制作し、広く国内外に置賜の山岳と温泉の魅力をPRするとともに地域ブランドの向上を図ることを目指す。なお、動画の中では、飯豊連峰の景観も併せて紹介すること。

〔作品タイトル〕 「（仮称）Mt. AZUMA&8' ONSEN Traverse Tour」

（邦題）「吾妻山と8つの温泉 歩いてぐるり八湯一筆書きチャレンジ」

〔撮影対象〕

原則として、別紙「撮影スポット一覧」に記載の撮影スポットを撮影すること。なお、具体的な撮影のコースや内容については、事前に協議のうえ決定する。

- ① 本映像における主たるターゲットは、主に訪日旅行に関心がある外国人を対象とする。とりわけ台湾、中国（香港）等の東アジア諸国や東南アジア諸国の在住者を意識した内容とすること。
- ② 魅力的な映像（写真を含む）を多く使用すること。
- ③ 山岳トレイルの安全性、環境保全に配慮した映像とすること。
- ④ ルート・案内人については、契約後、受託者が提案した内容について、委託者と協議のうえ決定する。
- ⑤ 公共交通機関の利用についても併せて紹介すること。

- ⑥ 使用する映像(写真含む)の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

(2) 制作物

制作物	・ダイジェスト版動画 約5分程度×1編(各言語別 計2バージョン) ・本編動画 約60分程度×1編(各言語別 計2バージョン)
言語	・英語・中国語(繁体字)

- ① 制作する映像は、ダイジェスト版及び本編の、合計2種類とし、言語を問わず共通のものとする。
- ② 使用するテロップ及びナレーションについては、言語別のものとする。

(3) 留意点

- ① 企画、取材、出演者との調整、撮影、編集等本業務に係る作業の全てを行うこと。
- ② 置賜の山岳、温泉を旅行の目的地としてPRするために活用するものであることを踏まえ、撮影にあたっては撮影スポットの魅力を最大限引き出すように努めること。
- ③ 撮影実施時期はグリーン期(10月の紅葉期)とする。また、撮影期間は5日間とする。なお、具体的なスケジュールについては事前に協議のうえ決定する。
- ④ 製作する内容のイメージに沿った音楽音源を制作または選曲し、挿入すること。なお、受託者の責任において音楽音源の著作権処理を済ませること。
- ⑤ 外国語の翻訳を行うこととし、ナレーションを吹替、登場人物の発言を字幕表記とする。

[撮影許可手続き等について]

- ① 撮影に係る各施設管理者及び出演者との交渉や打合せ、撮影許可手続き等の一切の業務は受託者の責任において行う。
- ② 本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続きについては、原則として受託者が代行して行うこと。また、各許認可手続きに必要な手数料等の経費については、委託料に含むものとする。

(4) 使用する映像、画像の調達等

- ① ロケによる撮影
原則として、新規に現場撮影を行うこと。
- ② 映像素材の作成
CG、アニメーションなどを適宜作成する。

(5) 制作要件

- ① 動画で構成されること(画像の使用も部分的に可)。
- ② 映像のアスペクト比は16:9の近似値とする。
- ③ YouTubeで再生可能な動画形式(MPEG4及びWMV)とする。
- ④ 映像の解像度はフルハイビジョンを基本とし、映像圧縮は最低限に留め、高画質な映像を確保すること。

(6) その他

本業務は、美しい映像と趣向を凝らした演出でインパクトのある「プロモーション動画」の制作が主目的であるため、上記規格の不備により目的を達成できない場合は、撮影・編集のやり直しを指示する場合がありますので留意すること。

6 活用シーン

- (1) 置賜観光ポータルサイトや、SNS、及びY o u T u b eなどの動画サイト上等での公開
- (2) 各地の道の駅などをはじめとした観光立寄施設での放映
- (3) 旅行代理店、旅行雑誌、メディア関係者等への素材提供
- (4) F I T（海外個人旅行）向けに幅広く配布
- (5) その他、協議会で使用するほか、各市町・観光協会でも幅広く活用 など

7 著作権

- (1) 納品された映像及び画像の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）は米沢市に帰属する。また、成果品は、協議会が作成する各種情報提供媒体をはじめ、山形県及び当地域の自治体及び観光関係団体等が実施する観光プロモーション、行事イベント、旅行会社への販促等に無償で随時使用、複製及び二次利用ができるものとする。
- (2) 本件業務の実施による成果物は、映像、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、協議会は責任を負わない。
- (3) また、本件業務の実施においてタレント、キャラクター及び音楽等を起用する場合は、著作権の処理に留意すること。また、後年度以降（平成29年度以降）経費が発生する場合、協議会は負担しないものとする。

8 成果品

USB媒体及びDVDメディアとする。ただし、USB媒体には、フルハイビジョン映像を格納するものとするが、DVDに格納する映像の解像度については、特に制限しない。

- (1) USB媒体 1本
 - ① ホームページ掲載及びインターネット配信用動画コンテンツ一式とする。
- (2) DVDメディア 10枚（DVD-V I D E O方式）
 - ① 場面毎にチャプター分けを行い、全体メニューを作成すること。
 - ② ディスクには盤面印刷を施すこと。また、トールケースデザインジャケットの装丁を施すこと。

9 成果品の納入場所及び納入期限

- (1) 納品前に、最低1回協議会事務局職員の同席のもとプレビューを行うこと。
- (2) 協議会に、平成29年2月17日（金）までに納入すること。

10 その他

- (1) 協議会と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行う。
- (2) 契約金額には、本委託業務遂行に係る全ての経費を含むものとする。
- (3) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、委託者との協議により決定する。協議の成立が困難な場合は、委託者側の解釈による。

別紙 「(仮称) Mt. AZUMA&8' ONSEN Traverse Tour」撮影スポット一覧

以下の8つの温泉地を徒歩により移動し撮影すること。

1日目

小野川温泉 → (県道 234 号線) → (県道 2 号線) → 白布温泉 → 新高湯温泉 (宿泊)

2日目

新高湯温泉 → 天元台高原 → 大平温泉 (宿泊)

3日目

大平温泉 → 藤十郎 → 弥兵衛平小屋 (旧明月荘) (宿泊)

4日目

弥兵衛平小屋 (旧明月荘) → 姥湯温泉 → 滑川温泉 → 五色温泉 (宿泊)

5日目

五色温泉 → 湯の沢温泉